

Q.

失業の認定が従来に比べて厳しくなった  
そうですが？

A.

9月20日より、失業の認定  
において求職活動の内容がよ  
り具体的に求められるよう  
になりました。

近年の雇用情勢に迅速に対応するため、法改正を必要としない範囲で業務取り扱い方法の変更を行いました。失業認定に用いる申告書を改正し、受給資格者の認定対象期間中の求職活動を具体的に記載させる方法に改めた上に、一定以上の求職活動実績が認められないと基本手当を支給しないことになりました。就職しようとする積極的な意思が具体的かつ客観的に確認できるかどうかのポイントとなりそうです。

### 改正のポイント

その① 基本手当の支給を受けるためには、失業の認定を受けようとする期間中に、原則として2回以上の求職活動の実績が必要となります。

その② また、自己都合などで退職された場合、離職理由によっては、待期間満了後3カ月間は基本手当が支給されませんが、この期間とその直後の認定対象期間をあわせた期間については、原則として3回以上の求職活動の実績が必要となります。

その③ ここでいう求職活動の範囲（主なもの）は、次のとおりであり、単なる新聞、インターネットなどでの求人情報の閲覧、単なる知人への紹介依頼だけでは、この求職活動の範囲には含まれません。

- (1) 求人への応募
- (2) ハローワークが行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、各種講習・セミナーの受講など
- (3) 許可・届出のある民間機関（民間職業紹介機関、労働者派遣機関）が行う、職業相談、職業紹介等を受けたこと、求職活動方法等を指導するセミナー等の受講
- (4) 公的機関等（雇用・能力開発機構、高齢者雇用開発協会、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等）が実施する職業相談等を受けたこと、各種講習・セミナー、個別相談ができる企業説明会等の受講、参加など
- (5) 再就職に資する各種国家試験、検定等の資格試験の受験

### 経過措置

求職活動実績の基準の施行日（9月20日）以降に受給資格の決定を行った者については、初回支給認定日に係る認定対象期間から当該基準を適用されます。

また、当該基準の施行に伴う周知・指導期間とするため、施行前に受給資格の決定を行った者については、当該施行日以後の基本手当の支給に係る最初の失業の認定日における認定対象期間については、求職活動実績が確認できなくとも差し支えないものとする。この場合は、次の認定日からは求職活動実績が確認できた場合のみ失業の認定を行う旨受給資格者に対し周知・指導を行い、次回以降は原則どおりの取扱いとす。

### サンプリングによる調査

各安定所ごとに、サンプリング率（1%程度を目的）を設定し、利用した機関や応募先の事業所に問い合わせを行う等により求職活動実績の確認を行います。

また、例えば、求職活動について虚偽の申告がなされている旨の通報があった場合には、原則として確認を行うとともに、求職条件と申告された求職活動内容に矛盾が見られる場合、記載漏れや誤記等が多い場合など、失業認定申告書の記載内容に疑義がある場合にも必要に応じて同様の確認を行います。

これらの確認の結果が受給資格者の申告と一致しないときは、受給資格者に事実関係を確認し、申告が事実と反することが確認された場合は、失業の認定の際の虚偽の申告として、不正受給に係る取扱いに従って処理します。

なお、求職活動実績の虚偽の申告を行った場合には、当該虚偽の求職活動を行ったと申告した認定対象期間に係る失業の認定日が不正の行為のあった日になります。